

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 6 月 14 日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島三丁目16番11号
福 島 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 福島 裕

当社は平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付にて当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）（ただし、前日及び当日は当社名簿管理人の休業日につき実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって当社定款第 7 条を変更し、31,842,500 株増加して 63,685,000 株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成 25 年 8 月上旬にお届けご住所にお送りする予定でございます。
2. 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社

連絡先：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）